



建築協定だより



写真（左上・右上）様小路建築協定地区（左下）八幡堀（右下）近江八幡の町並み

当日は、各地区の運営委員の方々の案内のものとまちなみを見学し、意見交換会では、美しいまちなみの保全・形成に関する取組みや悩みについて情報交換することができ、大変有意義な会となりました。

午後から訪れた近江八幡市の「八幡堀 水と緑の風景を守り育てる協定地区」は、市民主導による八幡堀の保存運動の一つとして締結され、今日まで熱心な美化活動が行われています。八幡堀周辺は、商家や白壁の土蔵が建ち並び、城下町として発展を遂げた往時を伝える情緒ある町並みが保全されています。

秋の研修会を平成23年10月29日（土）に開催し、午前中に訪れた大津市の「様小路建築協定地区」は、コープラティプ方式で建設された全国初の戸建ての住宅地です。コープラティプ方式とは、入居希望者が組合を結成して土地取得から企画設計・工事発注までを行い、自らが望む住環境を作り上げる手法で、ここでは28世帯の手づくりのまちづくりによつて、ゆとりある住戸配置、集会所や緑地等の共用スペースの設置など、良好な住環境が創出・維持されていました。

**滋賀県
大津市「様小路建築協定地区」
近江八幡市「八幡堀 水と緑の風景を守り育てる協定地区」を訪ねて**

秋の研修会

桜小路建築協定地区

桜小路建築協定地区は、地区内に共有の通路や小径、緑地等を設け、中央にはまちの愛称の由来となる従前のクヌギの小山が残されています。各住戸の境界は低い生垣とし、地区全体が庭続きのような緑豊かな空間となっています。共有の緑地等の維持管理活動を通じて住民同士の付き合いを深められています。

しかし、入居から約25年が経過し、この地区でも参加意識の希薄化等が課題となつております。田中会長から、息の長いまちづくりには当初のまちづくり理念の共有と継承が大切であるとの重みのあるお話をありました。

「八幡堀 水と緑の風景を守り育てる協定地区」

天正13年（1585年）の八幡築城以来、湖上物流の拠点として発展してきた八幡堀も、昭和30年代頃になると生活排水等により荒廃が進み、一度は埋め立て計画が具体化しましたが、市民が八幡堀の保存運動に立ち上がり、継続的に清掃活動に取り組んだ結果、堀は見事に蘇りました。今日では歴史的・文化的景観が形成され、平成18年には、八幡堀を含む「近江八幡の水郷」が国の重要文化的景観の全国第1号として選定されました。

協定では、歴史的な景観に調和するよう建築物は落ち着いた意匠とともに、敷地の緑化や生垣を推進し、堀沿いに花菖蒲を植えるなど八幡堀の景観保全に努めています。

桜小路建築協定地区



八幡堀 水と緑の風景を守り育てる協定地区



■特徴

コーポラティブ方式による一戸建ての住宅団地。入居を希望する28世帯が土地を購入し自ら設計・工事発注を行う。

■地区名・所在地等

地区名 桜(クヌギ)小路地区建築協定

所在地 大津市仰木の里6丁目

都市計画制限 第一種中高層住居専用地域

(建ぺい率60% / 容積率200%)

■建築協定の概要

認可日 [当初]平成元年 / [再認可]平成11年7月

有効期間 10年(自動更新あり)

締結型 合意型

規模 約0.9ha / 28世帯

主な制限 [用途]一戸建て専用住宅に限る

[敷地]一区画150m²以上、間口6m以上

[壁面後退]敷地境界線から1m以上

[柵・堀]生垣又はオープンな形が望ましい

[高さ]10m以下 [色彩]落ち着いた色

[緑化]共有地の緑化

■特徴

住民主導による八幡堀の保存運動の一つとして締結される。

■地区名・所在地等

地区名 八幡堀 水と緑の風景を守り育てる協定地区

所在地 近江八幡市宮内町周辺(豊年橋から美園橋までの間)

■協定の概要

認可日 平成元年

有効期間 10年

規模 108世帯

主な制限 [建築物]

・形態:勾配屋根 ・色彩:落ち着いた色彩

・意匠:八幡堀の景観に適合するもの

[敷地の緑化]

・堀沿いに垣、柵を設置する場合は生垣にする

・堀から見える場所には中高木等を植栽する

・既存植樹の維持管理

[公共地の緑化及び美化]

・八幡堀周辺の美化、水の浄化、花木等の管理には協力し、景観保全に努める

研修会の感想

研修会に参加して

西京区 大原野石京の里地区 溝元 はな
建築協定の立派な役員の方におまづ掛けを戴きましたして、一度見
学させていただきましたが、自宅近くまで送迎をして戴き、そ
して現地ではゆっくりとお話を聞かせて戴きました。
私どもは主人が大阪に通勤するのに便利なように当地に住
居を定めましたが、私の実家が滋賀県高島市にあり、懐かしいやうら、休め
りまた、母の実家が岐阜県可児市にあります。戴きました、近江
いことはばかりで感激も一入でございました。戴きました、近江
八幡漫遊をゆきくりと読ませて戴き、『愚長・秀吉の頃のこと』に
思いを致すことで御座いました。本当に有難い催しに感激致
しました。

西京区阪急桂南住宅地区 和田 フサ子
高い坂道のある静かな街並みは、住の人々
いた暮らし了出来で良いと思いましたが、毎
には少し大変な部分もあり、道路や集会所の
手入れが住んでいる方にとつて大変だと感
心いました。

西京区阪急桂南住宅地区 河辺 利佳子

秋日和の中、ご近所の方に誘われて研修会に参加しました。子供たちも独立し、夫婦一人の暮らしになつた今、これからのお住み方を考えるようになりました。ご近所付き合いも薄れがちな昨今、今回訪れた二つの地区で共通して感じられたことは、住民の方の絆の強さです。特に様小路の地区では、住環境を守ろうとする意識の高さに驚きました。心豊かな暮らしは、建物の中身だけではなく、その周りの環境も含めてこそ、可能なものではないかと改めて感じました。

最後に、事務局の皆様、役員の方々に大変お世話になりました。心よりお礼申し上げます。

西京区桂坂かえで地区 吉田司

八幡堀の町づくり

毎年桜の季節になると日和を見計らつて近江八幡を訪れ、八幡宮の船着き場近くの料理屋で酒肴の、花吹雪の趣端を抜けて日年礼ハ幡における参りするのが恒例になつてゐる。今年の研修会では、かつては悪戻を放つて「川」となり埋め立て計画まで持ち上がったハ幡景観を記事に蘇らせた町民の話が聞かれたので、楽しみにして参加した。「堤は埋めた瞬間から後悔が始まる」多くの言葉に進められた青連会議所と地元自治会の20年の日々の浄化活動は眞の「近藤景鏡が成程走地区」。国の「重要伝統的建造物群保存地区」の認定を得けるまではなつた。都市の風潮の中、当時の世論の大半が堤は埋め立てて駐車場にというものであつたことを考えれば、この世代に誇れる美しい景観と、街並みを残してくれた地元の皆さんの郷土を愛する情熱は大いに称えられて良いだらう。ここには町づくりに携わる者と共に通の精神が感じられる。

美しい八幡堀は地域住民の力
西京区桂坂やき地区 竹谷 千利代

近江八幡市の八幡堀は、昭和40年代に入ると、ヘドロの蓄積や琵琶湖の水位低下による水の流れのない運河となり、埋め立て計画が具体化されそうなようです。見事に蘇つたその八幡堀を散策してきました。景観が良くなると人が集まり、人が集まるところが活性化し、今や、観光地として全国に名を馳せていました。今日の姿に変わったのは、「八幡堀を守る会」の地道な活動の賜で訪れる人々を和ませています。

「八幡堀」は城下町として栄えた町だけに町並みやお堀などを保存し後世に伝えていく、という市民の努力が覗えるところであります。景観を全うという点では我々が京都や桂坂でも共通するところがあり、学びました。古き良きものは残して、またその景観を大切に守ることによって住んでいる人々の願いひとつあると思います。

町づくりは人づくり

桂坂さくら第1地区
千葉 仁

大津市柳木の里・桜小路建築協定地区は28戸（合意率100%）のコープラティ式の建築協定地区でした。地域はゆつたりと緑の多い落ち着いた静かな町並みでした。地域の説明をされ、委員長さんは穏やかな語り口と、思いやりのある方で、住民同士の信頼には疎かに見えますが、守りの意識が感じられました。研修会には少し若い青年も同席しており、安定した成長が見込める時でした。この町は、永住の町を理念に、平成元年の町開きの時から変わらず、温かい思いやりや人ととの絆を大切にしている感じがしました。建築協定の基本は「ミニマム」の町づくり、人づくりだと思いながら、桜小路を後にしました。

美しい八幡堀は地域住民の方
西区桂坂けやき地区 竹谷 千津代
近江八幡市の八幡堀は、昭和40年代に入ると、口の蓄積や琵琶湖の水位低下による水の流れのない運河となり、埋め立て計画が具体化されたそうです。見事に蘇ったその八幡堀を散策してきました。景観が良くなると人が集まり、人が集まると地域が活性化し、今や、観光地として全国に名を馳せてています。
今日の姿に変えたのは、「八幡堀を守る会」の地道な活動の賜で、訪れる人々を和ませています。

次世代に引き継ぐ町づくり
伏見区桃山与五郎町地区 松本 敏昭
当町内の建築協定は、当時父が大変苦労して締結したこと
を覚えています。しかし、子供の世代に代わると、価値観の多
様化・家庭の事情により、協定更新が困難な状況にあります。

柳城志稿

二十九年三月二日
伏見区久我御旅町南部住宅地区 兼松 清

伏見区桃山と五郎町地区 松本 敏昭
当町内の建築協定は、当時亡父が大変苦労して締結したこと
を覚えています。しかし、子供の世代に代わると、価値觀の多
様化・家庭の事情により、協定更新が困難な状況にあります。
仰木の里・様小路協定地区の「コープラティフ方式」の街区には、
住民全員の合意のもとに自然と調和した永住となる理想的な
環境が整っています。(参考書「伏見区の歴史と文化」(1991年))

研修会に参加して

西京区坂桂南住宅区

畠
サ子

西京区阪急桂南住宅地区

勉強会・意見交換会

日 時

平成24年2月11日（土）
午後1時30分から午後4時

会 場

職員会館かもがわ 2階大会議室

■プログラム

第1部 勉強会

「地震等の災害時に想定される被害状況と
防災対策を学ぶ」

消防局防災危機管理室 粟津一雄 氏

去る平成24年2月11日（土）に、10運営委員会17名の方々が出席され、恒例の勉強会・意見交換会を開催しました。

第1部の勉強会では、去る平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて『地震等の災害時に想定される被害状況と防災対策を学ぶ』をテーマに、消防局防災危機管理室 粟津一雄課長からお話をいただきました。このテーマは、6月の総会でご回答いただいたアンケートで関心が高かつたものです。勉強会を通じて、京都市での地震による被害想定や個人及び地域での防災対策について学び、地震への備えの必要性を改めて認識する良い機会となりました。

第2部では、参加された10地区の運営委員の皆様に、今年度の運営委員会の取組みのほか、協定以外の地域のまちづくり活動や課題についても報告していただき、意見交換を行いました。各地区からは、隣接地等に関する課題やその対策、自治会活動を通じた住民交流、行政からの補助制度を活用した地域イベントの開催や自主管理のためのガイドブックの作成といった取組みをご紹介いただき、活発な意見や質問が交わされました。

協議会では、今後も建築協定は地域のまちづくり活動そのものであるという視点に立ち、情報発信・勉強会等の企画に取り組んでいきたいと考えています。

会長寸言

まち歩きのすすめ

京都市建築協定連絡協議会 会長 桑原 尚史

「建築協定」と「まち歩き」は深い関係があります。

建築協定は、景観まちづくりのひとつ有効な手段ですが、建築協定より前に、自分たちの住むまちのビジョン（将来像）を作る必要があります。住民が地域のビジョンを共有し、そのビジョンを実現するための手段として、建築協定を選択する訳です。

そのビジョンを作るためには、自分たちのまちの実態を理解しなくてはなりません。景観や住環境は人間の感性により感じ取る部分が大きいので、頭で考えているだけではラヂがあきません。実際に自分の足で歩かないで、自分たちの住むまちの良いところ、悪いところに気づくことは困難であり、また、新たな発見をすることも不可能です。まちを歩くのでも、通勤通学、買い物、あるいは、犬の散歩で歩くのと、イベントとしての「まち歩き」で歩くのとでは、同じ光景が違つて見えます。

一回の「まち歩き」では、必ずしも十分に理解できます。

きるとは限りません。春夏秋冬により、まちの表情は異なりますし、年齢や性別によつても違います。また、自分の住む地区だけでなく、他地区も歩いてみると、自分の住む地区だけではなく、他の地区も歩いてみることも重要です。自分の地区と比較しての良い点、悪い点、共通点が見えてくることにより、自分が地区を更に良く理解できるようになります。

既に建築協定のある地区においても、住民自らの意思によって、建築協定を改廃できるのですから、折りに触れて、ビジョンを再確認することは有意義なことだと思います。

健康と地域の皆様との交流を兼ねたイベントとしての「まち歩き」を催すことを、各建築協定運営委員会、各自治会、町内会として改めて考えてみてはいかかでしょうか。



『地震等の災害時に想定される被害状況と防災対策を学ぶ』

消防局防災危機管理室 粟津一雄 氏

(要旨)

第2部意見交換会 (要旨)

昨年は、東日本大震災をはじめ、台風12号による紀伊半島豪雨における土砂災害など、水にまつわる災害の多い年であった。

東日本大震災は、阪神淡路大震災のような直下型の短い揺れではなく、長周期の揺れが3~4分間続いて大津波が発生し、福島第一原発事故が起これ複合災害に発展した。また、震源が多数あつたため被害が広域におよび、ガソリン等の燃料不足や通信網の遮断、多数の避難者等の課題が顕著にあらわれた。

京都市では現在、地域防災計画の再構築を進めしており、特に避難・備蓄・緊急輸送等の在り方を見直している。京都にも活断層がいくつかあり、花折れ断層が動けば震度6~7、建物倒壊約1万棟、死者数は5000人と想定される。また、この30年の間に南海・東南海地震が発生する可能性が高いと言われており、東海地震を含む3連動地震を想定した対策も検討をはじめている。

災害時には、携帯電話の災害用伝言板が重要な情報伝達のツールとなる。また、広域的な災害になると、救助が届きにくく、物流もストップするので、各自で最低限3日分の保存食の用意をお願いしたい。また、事前の対策として各家庭及び地域で備蓄や耐震に取り組んでいただきたい。
※詳しくはパンフレット『大地震が京都を!』をご覧下さい。
<http://www.city.kyoto.lg.jp/photos/page/0000077790.html>

5●2012.3. No.34●建築協定だより

勉強会・意見交換会を開催するにあたり、事前に建築協定のほか、各地区の今年度の地域活動についてアンケートを送付させていただきました。各運営委員会の皆様にはご協力いただきありがとうございました。意見交換会で報告された内容とアンケートの回答の内容について、概略となります。が紹介させていただきます。

各地区の取組み・課題等

○隣接地に対しては、相続後も含め20~30年先を見据えたときに、この町の環境を守るために協定が大切になってくることを訴えて加入を勧めている。府の補助事業(地域力再生交付金制度)を活用して文化講座を町内会主催で開催している。(松町地区)
○各戸の敷地・コモンスペース等は全員で所有し、修繕費や植栽の管理費を積み立てている。2008年に『住まいのまちなかコンクール』国土交通大臣賞を受賞し、助成金を活用して自主管理のためのガイドブックを作成した。(西竹の里タウンハウスマ地区)
○第一外環状線及び周辺道路整備が進み、地区に隣接する農地が宅地化していく動きがある。共同住宅の建設や建設工事に派生する問題が心配である。(大原野右京の里地区)

○自治会館を個人の所有から町内会で所有するため、町内会を法人化した。／協定の制限で運営委員会の裁量に任されている部分については、判断基準がずれないよう別途基準を作成している。／地蔵盆や花傘パレード等を開催する際には、高齢化による参加者減少の対策として外孫の参加を推奨している。(桃山与五郎町地区)
○隣接地に対して建替え時に十分説明し、協定に加入してもらった。(久我御旅町南部住宅地区)
○自治会活動で夏祭りの準備等に取り組む中で、住民間のコミュニケーションを図っている。／事前届出なしに外壁工事等に着手するケースがあり周知徹底が難しい。(桂坂さくら第1地区)
○昨年地区計画が条例化され、協定に合意していない敷地も地区計画の制限を受けるようになった。協定の周知方法については、運営委員会を1年ごとに務めることや、自治会の総会の資料に協定書や届出書を入れることが有効だと考えている。(桂坂けやき地区)
○有志による茶話会が自治会の公式行事となり予算をもらえるようになった。(桂坂ひいらぎ地区)
○自治会主催の夏祭り及び歩こう会の開催、学区民対象の各種スポーツ大会への参加・応援等、役員会及び隣組単位での会合、防災・防火訓練への参加により、交流を図っている。(向島リバーサイド津田地区)

**建築協定制度の基本
あさらいコーナー**

建築協定制度～みんなでつくる まちづくりのルール～

建築物を建てる場合、建築基準法や都市計画法等により、様々な基準が定められています。しかしながら、それらの多くは、最低限のルールを全国一律に定めたものであり、それだけでは地域の特性に応じた住みよい環境づくり、魅力ある個性豊かなまちづくりを実現するためには必ずしも十分とは言えません。

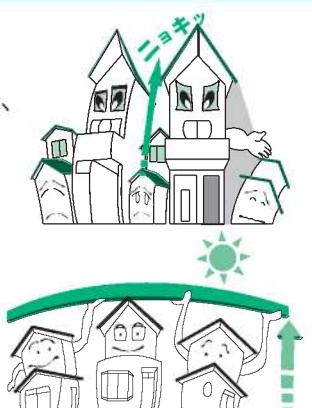
そこでより良いまちづくりを実現するために、建築基準法には「建築協定」という制度があります。「建築協定」は、建築基準法で定められた基準に上乗せして、地域に合ったきめ細かな建築のルールを住民の皆さんがあら取り決め、互いに守りあっていくことで、地域の特性を生かしたまちづくりの実現に役立つ制度です。

建築協定では、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備について、基準を定めることができます。地域の課題や目標に応じて、定める項目を選択し、内容を検討していきます。

例えば、このようなときに、建築協定制度の活用が考えられます。

建物の高さ

今は低層住宅ばかりだけど、将来、高い建物が建てば、日当りやプライバシーが心配



高さの制限等の「形態に関する基準」を定めておけば 安心

建物の用途

住宅地以外に色々な用途の建物が建つと、住環境が損なわれるのでは…



建てられる建物の「用途の基準」を定めておけば 安心

敷地面積

ゆったりとした住宅地なのに敷地を分割して乱開発されないだろうか



敷地の最低面積や分割禁止等の「敷地に関する基準」を定めておけば 安心

建物・塀等の意匠

奇抜な色彩の建物やブロック塀が増えてしまうと、今の緑豊かな落ち着いた街並みが変わってしまうのでは…



外壁の色彩や塀の種類等「意匠の基準」を定めておけば 安心

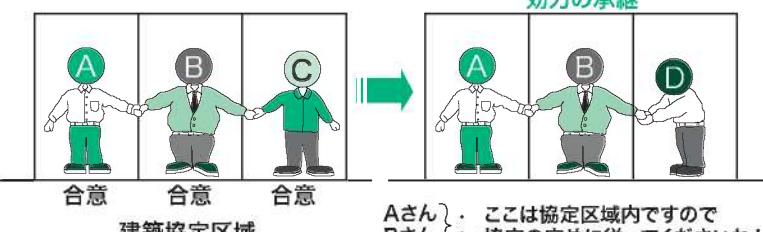
<制度の概要>

建築協定は、住民の皆さんが定めた建築物に関するルール等を京都市長が認可することにより成立します。建築協定は、住民の皆さんの合意に基づく一種の私法的な契約ですが、単なる申し合わせや任意の協定と違い、契約を結んだ当事者だけでなく、協定区域内の土地を購入するなどして新たに権利者になった人にも効力が及びます。

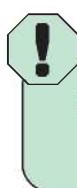
このように、建築協定は市長が認可することで安定性が保証された特殊な契約であり、住民主体のまちづくりを進める上で非常に有効な制度です。

CさんがDさんに土地を転売

効力の承継



Aさん： ここは協定区域内ですので
Bさん： 協定の定めに従ってくださいね！
Dさん： はい、わかりました。



建築協定には、皆さんができるルールをつくり、互いに守りあっていく、住民主体のまちづくりの制度です。

建築協定地区で新築・増築・その他工事をお考えの方へ

建築協定地区（合意地）内で、新築・増築等をする場合は、着工前に各地区的建築協定運営委員会に、必ずご相談下さい。建築確認申請が不要な改修等の工事であっても、建築協定の内容に適合しているか判断が必要な場合がありますので、注意が必要です。

一旦、協定違反が起こってしまうと、建築主と運営委員会で協議し、是正に向けた対応が必要となります。双方にとって大きな負担となります。そのため、事前に建築協定承認申請書を運営委員会に提出していただき、違反を未然に防ぐことが大切となります。

なお、地区により申請書の提出基準が異なりますので、詳細は、各建築協定運営委員会にお問い合わせ下さい。

各地区の建築協定運営委員の皆様へ

建築計画が建築協定で定める基準に適合していることを運営委員会で承認された場合には、申請者に対して、書面で承認した旨を通知するようお願い致します。口頭ではなく書面を交付することにより、トラブルを防ぐことができます。

◆書面の参考書式「建築協定承認申請書」のダウンロード◆

→京都市役所都市計画局建築指導課ホームページ内

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000028574.html>)

協議会ホームページを開設しました！

(http://www.kyoto-machisen.jp/chiiki_hp/kenchikukyoutei_HP/index.html)

ホームページにより、協議会や各協定地区の活動の周知、まちづくりに役立つ資料・情報の集積・共有等を図り、縦(次の世代)及び横(各地区的運営委員会及び住民各位)の連携強化を目指しています。「京都市建築協定連絡協議会」で検索してご覧ください。

【ホームページの主な内容】

- ・協議会や各地区での活動情報(※)
- ・建築協定の運営に係るQ&A
- ・広報紙、各種パンフレット、マニュアルのダウンロード

※各建築協定運営委員会で「地区での活動情報」のコーナーに掲載を希望される情報がありましたら事務局までご連絡ください。更新は原則月1回で、原稿は15日締め切り、翌月初めの掲載とさせていただきます。尚、内容によってはご希望に沿えないこともあります。(提出は、ワードファイルを基本としますが、他の形式でも対応できることがありますので、ご相談ください。)

□お知らせ□

《建築協定の更新時期が近づいています》

建築協定の効力は一定の期間に限られており、有効期間満了後も協定を続けていこうという場合には、更新の手続きが必要です。

下記の地区が間もなく更新の時期を迎られますのでお知らせします。更新の進め方・手続き等については、京都市・建築指導課までお問い合わせ下さい。

- ・中京区姫小路界隈地区(平成24年7月自動更新有)
- ・中京区夷町・松屋町地区(平成24年10月)
- ・右京区和のまち御室地区(平成24年11月自動更新有)
- ・西京区桂坂さつき北第1地区(平成24年8月)
- ・西京区桂坂あすなろ第2地区(平成24年9月自動更新有)
- ・西京区桂坂季美が丘地区(平成24年11月自動更新有)

当協議会の役員の任期は規約により2年と規定されていますが、来年度がその改選の時期となっております。そこで、地域の運営委員会の方で、連絡協議会の活動を盛り上げてくださる方を募集します。皆様の新しいアイデアを持ち寄っていただき、より活発な連絡協議会にしていきたいと考えております。
新役員として当協議会の運営にお力を貸していただける方は、各運営委員会又は事務局までご連絡ください。詳細につきましては、各運営委員会に送付致します募集案内をご覧ください。

平成24年度 新役員募集のお知らせ



。手摘みのヨモギを使った幸福餅や四種類の金つばが人気。

長い歴史と庶民の暮らしを感じられる

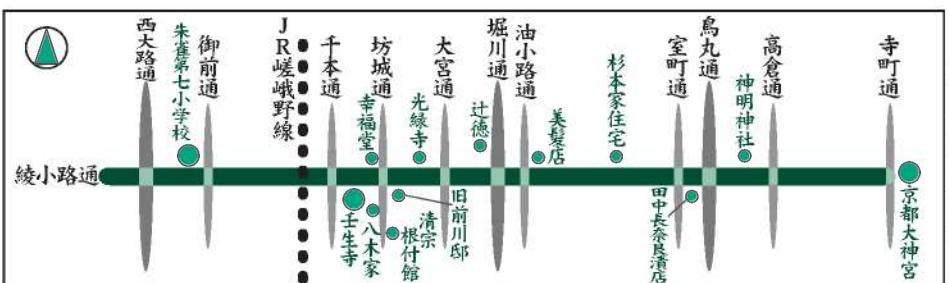
京都市建築協定連絡協議会
服部 真貴子

氣。

り、古くから裕福な商人たちがお店や居宅を構えた歴史が感じられる。

油小路東北角にこれまた、レトロな洋館に「美髪店」の看板とサインポールの理髪店があつた。ドアを押して中へ入れてもらった。店主の祖父のこだわりで建てられたという、タイルの床、鏡のある壁には白いガラスが貼られ、柱はブルー、当時は散髪のイ





スは大理石で造らせたとか、今は黒のレザー。やはり築八〇年は経っているという昭和初期のモダニズム。目立つので新聞や雑誌、建築の研究者の取材がたびたびあるとのこと。因みに若い店主は独身で「自分の代で終わりだ。」と苦笑いをされ

町通りを越えると、「田中長奈良漬店」創業一七八九年の堂々の風格が漂う。高倉通りに出るまでに神明神社がある。小さい神社だか源頼政が怪物の鶴を退治した際の矢、じりを奉納したという歴史が伝わる。さらに東へ、綾小路通りの東の終点寺町通り「京都大神宮」に着いた。平安時代には既にあつたという由緒ある綾小路通り、その歴史の片鱗を残しつつ変わってきた町並みを見ることができる。

綾小路を西大路通りから東に歩いた。一筋下がるだけだが四条通りとは雰囲気がすいぶん違う。特に西からしばらくは下町で幅の狭い道路の両側に間口の小さい家が軒を連ねて、前にはプランターや植木鉢に花が植えられている。道路があまりに細いので路地に迷い込んだような錯覚を覚えて何度かすれ違う人に確認してしまった。所々通りに面して木の格子の戸がある家、焼き杉板の塀がある。昭和の民家が残っていて郷愁を感じながら歩いた。

御前通りの手前、朱雀第七小学校の南門の向かいに、「いさな染工房」と手書きの看板に見学自由とあった。入ってみると、浮世絵風や歌舞伎絵、日本の伝統柄の染物が置かれていた。すべてご主人の手書きという。さりに

戻るとハオ家とともに新撰組最初の屯所となつた旧前川邸だ。近藤勇らが寝泊まりした本當となつてゐた。少し東に進むと光縁寺には新撰組隊士の墓がある。

135 558 13

で若い人たちが訪れるようになつた。壬生寺の向かいに、「根付」を展示する清宗根付館がある。今でいう携帯電話の「ストラップ」のようなものだが、そんな例えでは言えない翡翠や鼈甲、水晶などに精巧な彫物がされ、まさに芸術。開館は不定期